

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内への企業の立地を促進し、立地企業の事業経営を支援するため、市外から市内に転入する法人格を有する中小企業者(以下「転入事業者」という。)が市内にある特定物件等に事業所を移転又は増設する場合にその家賃に相当する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、岡谷市補助金等交付規則(昭和49年岡谷市規則第13号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平成28告示18・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に定める大分類のうち「製造業」

イ 日本標準産業分類大分類「情報通信業」のうち中分類「情報サービス業」、「インターネット附随サービス業」又は「映像・音声・文字情報制作業」

ウ 先端技術分野の研究を主として行う民間研究所又は開発型企業

エ その他市長が認める業種

(2) 特定物件等 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく用途地域による建築物の用途制限に反しない借工場、借事務所及び借工場に附帯する借倉庫をいう。

(令和6告示37・一部改正)

(補助対象者等)

第3条 補助金交付の対象となる補助対象者、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする転入事業者は、転入した日から1年間を経過すると30日以内、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 岡谷市企業立地支援補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 企業の概要書(様式第2号)

(3) 補助対象経費支払明細書(様式第3号)

(4) 補助対象経費の領収書等支払いが確認できるものの写し

(5) 賃貸借契約書の写し

(6) 法人にあっては定款及び最近の決算書(法人以外にあってはこれらに相当する書類)

(7) 転入前に属する市町村の納税証明書

(平成25告示29・一部改正)

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を実施し、交付の可否を決定するとともに、岡谷市企業立地支援補助金交付決定書(様式第4号)により転入事業者に通知するものとする。

(規則の準用)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請から交付までの手続き等については、規則に定めるところによる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以降に新たに特定物件等を賃貸借した転入事業者について適用し、施行日前に特定物件等を賃貸借した転入事業者については、この告示の規定を適用しない。

附 則(平成23年告示第87号)

(施行期日)

1 この告示は、平成23年6月23日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年6月23日から平成24年3月31日までの間、第3条の別表に規定する補助率等については、東日本大震災の影響による転入事業者の場合は、1企業につき90万円を限度とする。

附 則(平成25年告示第29号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の岡谷市企業立地支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成28年告示第18号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以降に新たに特定物件等を賃貸借した転入事業者について適用し、施行日前に特定物件等を賃貸借した転入事業者については、なお従前の例による。

附 則(令和3年告示第88号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に使用されている様式は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則(令和6年告示第37号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の岡谷市企業立地支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

(平成25告示29・一部改正)

補助対象者	補助対象経費	補助率等
新たに特定物件等を賃貸借した転入事業者。ただし、市内に既存の事業所等を持つ者を除く。	特定物件等の家賃に相当する経費	補助対象経費の2分の1以内。ただし、1企業108万円、1申請につき54万円を限度とする。

備考

- 1 補助金の交付の対象となる期間の算出は、1企業連続した2年間を限度とする。

- 2 特定物件等の所有者と借家人が同一人物でないものとする。

様式第1号(第4条関係)

(令和3告示88・一部改正)

様式第1号(第4条関係)

岡谷市企業立地支援補助金交付申請書

年 月 日

岡谷市長 殿

住所

申請者 企業名

代表者名

岡谷市企業立地支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

- | | |
|------------|--------------|
| 1 賃貸借契約締結日 | 年 月 日 |
| 2 補助申請対象期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 3 補助申請対象経費 | 合計 _____ 円 |
| 4 補助金交付申請額 | _____ 円 |

【添付書類】

- 1 企業の概要書(様式第2号)
- 2 補助対象経費支払明細書(様式第3号)
- 3 補助対象経費に係る領収書の写し
- 4 賃貸借契約書の写し
- 5 最近の決算書(この書類がない場合にあっては、最近の経営状況、事業用資産、負債等の概要を記載した書類)
- 6 法人にあっては定款の写し
- 7 転入前の市町村税の納税証明書

様式第2号(第4条関係)

企 業 の 概 要 書					
企 業 名			代表者名		
住 所			電話		
操 業 年 月 日	年 月 日	従業員数	男 人	女 人	
資 本 金	千円	敷地面積	自社所有 m ²	借用分 m ²	
用 途 地 域	地域	建物面積	自社所有 m ²	借用分 m ²	
主要製品及び 取 扱 品					
仕 入 先					
販 売 先					
取引金融機関					
納 税 状 況 (前 年 度)	法 人	固定資産税 都市計画税	法人県民税	法人事業税	法人市民税
		円	円	円	円
	個 人	固定資産税 都市計画税	市県民税	事業税	
		円	円	円	

【営業の現況】

補助対象経費支払明細書

年 月 日

岡谷市長 殿

住所

申請者 企業名

代表者名

支払期日	支払先	支払金額	備考
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
	合計金額	円	

【備考】

補助対象経費については、領収書の写し等を添付すること。

様式第4号(第5条関係)

岡谷市指令 号

年 月 日

殿

岡谷市長 印

岡谷市企業立地支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました岡谷市企業立地支援補助金の交付につきまして、次のとおり決定したので通知いたします。

交付決定額 円